

## 質問・回答

事業名：福岡県外国人介護人材確保強化事業

項目	該当箇所	質問内容	回答
全般		交付申請時に提出する内容が、活用調査時に提出した内容から変更となっても問題ないか？	問題ありません。
要綱	第2条（交付対象）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1法人での申請は可能か？</li> <li>・ 1法人で4事業所運営している。この場合、1法人で申請は可能か？</li> </ul>	<p>できません。</p> <p>福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人で、同一関係ではない<b>4法人以上</b>により構成されたグループにより申請する必要があります。</p>
要綱 5/7 追加	第2条（交付対象）	構成する法人グループに介護福祉士養成施設・日本語学校・送り出し機関等を含めてもよいか。	<p>含まれません。</p> <p>対象は、福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人となります。</p>
要綱	第2条（交付対象）	医療法人でも申請は可能か？	<p>可能です。<b>法人の種別は問いません。</b>ただし、福岡県内で外国人介護人材を受け入れる（予定を含む。）介護事業所・介護施設を経営する法人である必要があります。</p>
要綱	第4条（交付の事業内容）	海外現地に渡航をせず、ZOOM等のツールを用いて事業実施は可能か。	<p>可能です。</p> <p>ただし、海外現地の学校や送り出し機関との関係構築・連携強化等ができるよう、事業を実施してください。</p>
要綱	第4条（交付の事業内容）	（3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動の取組のみの実施は可能か？	<p>できません。</p> <p>（3）海外現地での説明会開催等の採用・広報活動と（4）海外現地での介護人材候補者に対する学習支援の取組は必ず実施する必要があります。</p>